

「中国の台頭」の政治経済学： 対外直接投資、重商主義および国際システム（＊）

森 田 憲
陳 雲

はじめに

2012年12月7日、カナダ政府は、中国海洋石油総公司（国有企業）によるカナダ石油大手企業ネクセンの買収を認可したことを発表した¹。買収総額は151億ドルであり、カナダにおける中国企業による買収としては過去最大の規模とみられている。

同買収については、カナダ議会などから反対論が出ていた。

実際、中国海洋石油総公司のネクセン買収計画については、野党新民民主党による「中国がカナダの天然資源を買い占めるのを容認すべきではない」とする批判が出され、与党である保守党からも同じ趣旨の批判が出ていたのである。カナダ政府が同計画を認可した理由としては、中国海洋石油総公司がカナダの法令を順守し、カナダの発展に貢献することを約束したからであると述べられている。

また、同ケースや類似したケースに関連して、「各国の基幹産業にまで進出しはじめた中国企業への警戒が、世界で高まっている」とか「中国の各企業は取引上の透明性も欠く。背後に見え隠れするのは中国共産党の存在だ。それこそが各国が懸念する「中国リスク」でもある²というふうな指摘も聞かれる。同記事のタイトルが如実に示しているとおり、要するに「スパイの危険」である。

中国海洋石油総公司とネクセンとの関係、さらには中国政府とカナダ政府との関係は、実のところ、世界各地で急速に広まっている中国の対外直接投資に関わる諸問題の（規模の大きな）ひとつの事例である。

端的に言えば、そうした（規模の大きな）ひとつの事例をめぐって、カナダ政府および世界のメディアにさまざまな議論が沸き起こっているのである。

この数年、キング（2006）や河添（2011）（2012）のように中国人や中国企業が世界各地でさまざまな問題を引き起こしていることを記述し、世間の喚起を促している書籍等がみられる。そうした事例は、おおむね実態を伝え、安易に中国人や中国企業を受け容れることの危険性を指摘している記事や書籍である。いわゆる「中国の台頭」をめぐって鳴らされている警鐘といつてよい。

本稿は、そうした現状に鑑みて、「中国の台頭」に関する事態をどのように捉えることが出来るのか、あらためて検討を加えてみようとするものである。

本稿第2節でふれるように、先行研究をつうじて、中国の対外直接投資の実態には、従来の対外直接投資の理解とは明らかに異なる側面が存在し、政治的リスクや文化的差異が対外直接投資にとって有意にネガティブな要因とは認められないという結果が得られている。また、本稿第3節でふれるように、しばしば伝えられる中国の重商主義的政策についても若干の変化が認められる。そして、本稿第4節で検討を加えるように、そうした趨勢は、今後の国際システムを展望する上でも大きな意味をもつものと考えられる。

以下、本稿は次のような構成ですすめられる。第1節では、中国の「走出去戦略」³の内容にふれながら中国の対外直接投資の経緯と現状について概観してみる。第2節では、第1節の概観をベースにして、デヴィスおよびディエゴ・クエル他

¹ 以下の同買収の記事は、2012年12月8日『産経新聞』による。

² 『産経新聞』2012年12月21日。

³ 「走出去」とは「海外進出促進」であり、英語での表現は‘go global’である。

による中国の対外直接投資に関するアカデミックな分析をふりかえり、その特色についてみてみることにする。第3節では、中国のグローバル化についてしばしば指摘される重商主義的な政策について考えてみることにし、第4節では、「中国の台頭」をめぐる今後どのような展望がなされるのか若干の考察を加えてみる。そして最終節で簡単に結論が述べられる。

1. 中国の対外直接投資：概況⁴

まず鳥瞰図的に位置づけてみるために、体制移行を行っている国ぐにを比較する目的で、(2003年から2010年をとり) 中欧のポーランドおよびハンガリーをとりあげてみると、次のことがわかる。2003年から2008年については、対内直接投資および対外直接投資ともに中欧諸国とりわけハンガリーの対GDP比率が大きく、中国の比率との間に大きな差異がみられる。しかし、2009年および2010年にはそうした差異は急速に縮小している。言い換えると、2009年および2010年の世界経済全体の停滞の中で、ポーランドおよびハンガリーは対内・対外ともに比率を有意に小さくしていつているのに対して、中国は大きく減らすことなく、むしろ対外直接投資の比率は拡大傾向がみられるのである。

それでは、中国の直接投資とりわけ対外直接投資はどのような状況にあるのだろうか。たとえば、ジェットロによる統計をみると、1992年から中国からの対外直接投資の統計がみられる。しかし、表2のとおり、2000年ごろまではごく小さな数値にとどまっている。実際、『ジェットロ投資白書』(2002年から『ジェットロ貿易投資白書』に、2010年から『ジェットロ世界貿易投資報告』に変更されている)をみても、対外直接投資はその数字が記載されているのみであって、多少とも詳細な記述はみあたらない。それだけの規模だったのである。

対外直接投資の規模が急激な上昇をみせるのは2000年をすぎてからであり、そうした趨勢にあわせて、2002年版から『ジェットロ貿易投資白書』にも記述がみられるようになる。それによれば、中国政府は第10次5カ年計画(2001年～2005年)で正式に「走出去戦略」を発表し、対外投資の促進を打ち出している。そしてその重点は、(1)海外での加工貿易の促進および(2)資源の確保の2点であることが述べられている。本稿の出発点はここからである。

2001年の中国の対外直接投資状況をみると⁵、新規認可企業数は312社であって対前年比2.5%減だが、金額をみると7億9,000万ドルであり対前年比26.2%増である。

2002年はどうだろうか。投資件数は350社、金

表1 中国・中欧における対内直接投資および対外直接投資(対GDP比率)

(単位：%)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
中国								
対内	1.29	1.29	1.35	1.16	1.14	1.32	1.05	1.05
対外	0.00	0.04	0.23	0.34	0.31	0.63	0.62	0.67
ポーランド								
対内	0.90	1.24	1.96	3.41	3.69	2.16	1.90	1.28
対外	0.04	0.16	0.65	1.54	0.85	0.64	0.72	0.62
ハンガリー								
対内	1.38	2.53	4.51	3.69	2.05	3.55	1.01	1.17
対外	1.05	0.33	1.28	2.10	1.88	1.50	1.33	0.76

出所：UNCTAD, *World Development Report*, annual.

⁴ 中国に関する統計、とりわけ対外直接投資の統計については、統計の種類ならびに年版等によって大きな違いが存在する。本稿では、各年版でそれぞれ掲載されている統計に焦点をあて当該統計数値によることとする。

⁵ 同状況は、認可ベースであり、かつ(投資本国としての)中国側の投資にのみ焦点をあてることとする。なお、以下の各年についても同様である。

表2 中国の直接投資
(単位：百万ドル)

	対外直接投資 (A)	対内直接投資 (実行ベース)(B)	(A) / (B) × 100
1992	195	11,008	1.8
1993	96	27,515	0.3
1994	80	33,767	0.2
1995	131	37,521	0.3
1996	346	41,726	0.8
1997	339	45,257	0.7
1998	259	45,463	0.6
1999	591	40,319	1.5
2000	622	40,715	1.5
2001	790	46,878	1.7
2002	983	52,743	1.9
2003	2,087	53,505	3.9
2004	3,712	60,630	6.1
2005	6,954	60,325	11.5
2006	16,130	63,021	25.6
2007	18,720	74,768	25.0
2008	52,150	92,395	56.4
2009	43,300	90,033	48.1
2010	59,000	105,735	55.8
2011	60,070	116,011	51.8

注：対内直接投資は実行ベース。

出所：『ジェトロ貿易投資白書』（各年版）（ただし名称は変更されている）。

額は9億8,300万ドルであって対前年比38.8%の増加である。

政策的にみると、中国政府は、対外直接投資に関しては前年同様に積極的に推進している。とりわけ、対外投資の外貨管理について、浙江、江蘇、上海、山東、福建、広東の各省・直轄市をテスト地域とし、各地域の（外貨管理局）分局に、それぞれ2億ドルの外貨購入限度を設定して、（その金額以内ならば）対外投資企業に外貨購入の認可権限を与える等手続き・制限の緩和につとめていることとしている。

投資パターンについていえば、いわゆる「貿易型投資」（貿易会社設立等）が全体の60%を占めており、同時に（1）家電、紡績、機械電気関連企業の海外生産拠点設立および（2）資源開発型投資が増加している。

2003年には、投資件数で対前年比45.7%増の510社、金額は同じく対前年比112.3%増の20億8,700万ドルと大きく拡大している。そして、2003年もまた中国政府は海外投資における外貨管理に関する試行地域を拡大しており、合計で23億3,000万ドルの外貨購入限度を設定している。さらに外貨リスク審査制度の撤廃、外貨資金源審査制度の簡素化が実施されている。対外投資促進政策である。

投資形態をみると、サービス貿易型投資（貿易、小売・卸売、運輸、研究開発、旅行等）が最大（41.7%）であり、次いで資源開発型投資（25.2%）、加工製造型投資（24.7%）となっている。

2004年にも、中国の対外直接投資は大きく拡大しており、37億1,200万ドル（対前年比77.9%増）に達している。そして対内直接投資（実行ベース）の6.1%を占めている。

大きなシェアを占めるのは、鉱物採掘業への投資であって全体の52.8%であり、また製造業分野の占めるシェアは全体の13.5%である。そして2004年の中国の対外直接投資の主流はM & Aである。なかでも、2004年12月の中国のパソコンメーカーであるレノボ（聯想控股）によるアメリカIBMのパソコン事業の全面買収が大きな案件だった。

2004年においても、中国政府はいっそうの規制緩和政策をすすめている。同年10月中国商務部は、「対外投資および企業設立の審査事項に関する規定」を施行し、対外投資に際して必要な審査資料の数を10から5に減らしている。また国家発展與改革委員会も同年10月に、「対外投資項目認可暫定管理弁法」を公布して、認可が必要なプロジェクトの金額を100万ドルから1,000万ドルに引き上げている。いっそうの対外投資促進政策の実施である。

投資対象を地域別にみると、2004年には、中南米地域（主として英領ケイマン諸島）が全体の46.2%を占めており、次いでアジア（主として香港、インドネシア）が38.6%、欧州（ドイツ、ロシア等）が8.5%を占める。

2005年は、表2にみるとおり、69億5,400万ドルに拡大しており対内直接投資に対する比率も11.5%に増大している。そして海外の中国企業数

は1,067社にのぼる。

このうち、40億8,000万ドルを占める資本投資についてみると、業種別には、製造業が29%（11億7,800万ドル）、採鉱業が28.7%（11億6,900万ドル）、情報通信・コンピューターサービス・ソフトウェア業が26.3%（10億7,100万ドル）を占めている。投資形態では、M & Aが23億ドルであり56.5%の比率を占め、グリーンフィールド投資は17億7,000万ドルで43.5%である。

進出先の国・地域をみると、アジア地域（主として香港、韓国、タイ、カンボジア、日本）が24億5,300万ドルで60.3%を占め、中南米（英領ケイマン諸島、英領バージン諸島、ベネズエラ等）が6億5,900万ドルで16.2%を占めている。以下アフリカ（スーダン、アルジェリア、ナイジェリア等）2億8,000万ドル（6.9%）、北米（アメリカ、カナダ）2億7,000万ドル（6.7%）、欧州（主としてロシア、ドイツ、イギリス）2億5,700万ドル（6.3%）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）1億4,800万ドル（3.6%）である。

2005年もまた、中国政府は中国企業の海外進出支援のため、いっそうの規制緩和策を講じている。すなわち、外貨管理の試行地域を（24省・自治区・直轄市から）すべての地域に拡大し、また外貨購入限度額を（33億ドルから）50億ドルに拡大している。（さらに、2006年7月1日から、国家外貨管理局は外貨購入限度額を撤廃している）。

2006年には、対外直接投資は161億3,000万ドルに達し、対内直接投資の25.6%にあたっている。全体の大きな流れであるM & Aは47億4,000万ドルに達しているが比率は36.7%に縮小している。

2006年から2010年におよぶ第11次5カ年計画において、中国政府は対外直接投資に関する方針を次のように定めている。（1）優位性をもった産業を中心に、海外における加工貿易を促進し、原産地の多角化を図る（すなわち、比較優位原則の世界規模での展開に自国企業を合わせるという方針である）。（2）国境を越えるM & A、株式参加等をつうじて、中国の多国籍企業を育成する（そうした自国の多国籍企業の育成は、（1）の世界規模での比較優位原則の展開という方針に重なるものである）。（3）海外での資源の共同開発を拡大

する。1番目および2番目の方針が世界全体の効率化といういわば抽象的なレベルでの経済原則であるのに対して、この3番目の方針は明らかに中国独自の戦略に関わるものである。

いうまでもなく、2006年もまた投資規制緩和策をすすめており、先に述べたとおり、国家外貨管理局は、2006年7月1日以降対外投資に関する外貨購入限度枠を撤廃している。

2006年の対外直接投資の特徴は、「海外経済貿易合作区」（中国企業による工業団地）の建設であろう。2006年11月に、合作区第1号として、パキスタンにおいて「パキスタン・ハイアール・ルーノ経済区」が着工されている。合作区建設のねらいは、いうまでもなく、合作区のなかに中国企業の投資を集中させ、投資効率の向上ならびにリスクの軽減をはかることである。中国政府が合作区の建設を重視していることは、パキスタンの経済区建設の記念式典に胡锦涛国家主席（当時）が出席している状況が、明らかに示している。

具体的な対外直接投資案件として顕著なのは、（1）資源・エネルギー確保に向けた海外企業（およびその権益）の買収、ならびに（2）製造業分野での大規模投資である。

2007年の対外直接投資は、187億2,000万ドルであり過去最高額だった。なお、対内直接投資との比率は25%であり、ほぼ2006年と同様である。対外直接投資増大の背景には、いうまでもなく中国政府による投資促進政策があるが、同時に中国企業自身の実力が備わってきたことにもよるといってよい。

『ジェトロ貿易投資白書』（2008年版）は、中国の対外投資の意義・目的を次のように指摘している。（1）対外投資をつうじて国際市場を開拓し、より多くの中国製品の国際市場への進出を促進すること（いわば「市場開拓型投資」）。（2）中国経済の発展に伴って発生する資源需要を満たすこと（「資源関連型投資」）。（3）中国企業による国際競争力を、より大規模な市場での競争をつうじて、向上させること（「対先進国型投資」）。（4）対外投資をつうじて、外国のすすんだ技術を学習し導入すること（「技術水準向上型投資」）、である。いうまでもなく、これまでの中国の対外直接投資は、上記（1）および（2）を中心にすすめられてきたものと思われる。

同時に、対外直接投資は、貿易と違って現地に進出するため、現地従業員との摩擦、現地社会との摩擦を避けることが難しいといえる。それは、M & Aをつうじて買収した企業の収益の伸び悩みとなって現れる。同じく『ジェトロ貿易投資白書』（2008年版）では、摩擦や収益の低迷の主要な要因として、(1) 現地の法規や社会的慣習に対する認識の不足、(2) 現地市場に関する調査不足、(3) 対外直接投資に際して必要な専門の人材の不足、をあげている。端的にいえば、中国企業の国際ビジネスにおける経験の不足である。

2006年でもふれた「海外経済貿易合作区」（中国企業による工業団地）の建設は、2007年でも同様に中国政府による対外直接投資政策の「目玉」だったといえる。2007年9月に新たに認可された11カ所を加えると、合計で16カ国・19カ所の合作区が認可されているのである。

2007年の具体的な案件で顕著なのは、これまでと同様、資源・エネルギー確保に向けた海外企業およびその権益の買収であるといつてよい。

2008年には、対外直接投資は521億5,000万ドルとなり、対内直接投資の56.4%を占めるまでに拡大している。また、中国商務部が第11次5カ年計画期間中（2006～2010年）に目標としていた累積投資額600億ドルを、2006年から2008年の3年間で（累積額で870億ドルであり）大幅に上回っている。

投資増加の背景は、2007年と同様である。中国政府による対外投資促進政策の効果であり、また中国企業自身の対外投資の活発化である。

2008年時点での中国の対外直接投資の国・地域別フローの構成比を（中国商務部・国家統計局・国家外貨管理局『2008年度中国対外直接投資統計公報』によって）みると、香港が69.1%、南アフリカが8.6%、英領バージン諸島が3.8%、オーストラリアが3.4%、シンガポールが2.8%、英領ケイマン諸島が2.7%であり、香港および英領バージン諸島等タックスヘイブンの国々にへの投資が大きな比率を占めている。その背景として（中国の専門家による指摘として）述べられているのは次の2点である⁶。(1) 一部の中国企業が、中国国内で外資系企業としてのステータス・優遇措置を得るべくタックスヘイブン等に外資系企業

を設立し、その後外資として中国に再投資を行っていること、および(2) 中国企業が、香港やタックスヘイブン諸国をつうじて税務コスト等の削減をはかっていることである。要するに、中国の対外直接投資の急速な拡大の背景には、外資系企業であることによる優遇措置の獲得ならびに税制上の優遇措置の獲得（税務コスト削減）という目的が存在している。

とはいえ、実際に具体的な案件が増大していることもまた明瞭であり、それはとりわけ資源・エネルギー確保ならびに製造業分野での拡大にみられる。

2009年の中国の対外直接投資は、433億ドルであり対内直接投資との比率でみると、48.1%にあたっている。

こうした規模の大きな対外直接投資の背景には、中国政府の政策が存在し、かつ中国企業自身がブランド・技術・市場確保を目的として活発な対外投資を行っていること、そして中央国有企業を中心に資源確保を目的としてオーストラリアやアフリカ等への投資を行っていることがあげられる。

実際、2009年5月1日から、商務部による「対外投資管理弁法」（商務部令2009年第5号）が施行され、それによって投資案件の認可権限が地方政府へ大幅に委譲されたほか、企業設立時の申請手続きの簡素化、審査期間の短縮化がはかられている。

もっとも、2009年の中国の国・地域別対外直接投資の構成比は表3のとおりであり、香港およびタックスヘイブン諸国が大きな比率を占めることに変わりはない。そのことは先に述べたとおり、明瞭に中国企業による優遇措置の獲得、税務コスト削減措置を目的とするものである。

2009年の対外直接投資は、これまでと同様に資源・エネルギーの確保および製造業分野のいっそうの拡大であるといつてよい。またM & Aが対外投資の主要な形態であることも変わりはない。ただし、新たに産業分野が多様化してきていることが指摘される。この点は注目されてよい。

なお、2009年末時点で対外投資を行っている中国企業は合計で1万2,072社であり、件数で見るとその内訳は民間企業が9,324社で全体の77.2%を占めている。国有企業は1,624社で

⁶ 『ジェトロ貿易投資白書』（2009年版）171頁参照。

表3 中国の対外直接投資の国・地域別構成
(2009年)

(単位：%)

国・地域	構成比
香港	63.0
英領ケイマン諸島	9.5
オーストラリア	4.3
ルクセンブルク	4.0
英領バージン諸島	2.9
シンガポール	2.5
アメリカ	1.6
カナダ	1.1
マカオ	0.8
その他	10.3
合計	100.0

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告』（2010年版）。

13.4%、香港、マカオ、台湾を含む外資系企業は584社で4.8%となっており、国有企業の比率がやや低下傾向にある⁷。

2010年の中国の対外直接投資をみると、投資額は590億ドルに達しており、対内直接投資の55.8%にのぼっている。2006年から2010年の投資額を累計すると2,501億3,100万ドルであり、第11次5カ年計画で商務部が目標としていた600億ドルの4倍をこえる数値となっている。中国の対外直接投資は急速に拡大しているというほかない。

そして、対外直接投資増大の背景ならびに商務部の政策的措置等については、前年と変わっていない。

また、対外直接投資の国・地域別構成をみると、表4のとおりであって、依然として香港およびタックスヘイブン諸国の比率が圧倒的に大きいことは明瞭である。ただし、2008年に中国で行われた『企業所得税法』の改正以降は外資優遇措置が弱まったため、タックスヘイブン諸国への投資のうちで中国に迂回される投資が減少し、むしろ第三国向け投資の増大という事態となっている。

業種別の投資をみると、ビジネスサービス業す

表4 中国の対外直接投資の国・地域別構成
(2010年)

(単位：%)

国・地域	構成比
香港	56.0
英領バージン諸島	8.9
英領ケイマン諸島	5.1
ルクセンブルク	4.7
オーストラリア	2.5
スウェーデン	2.0
アメリカ	1.9
カナダ	1.7
シンガポール	1.6
ミャンマー	1.3
その他	14.3
合計	100.0

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告』（2011年版）。

なわち投資会社による資本移動が最も大きく205億ドルであって、全体の36.3%を占めている。次いで採鉱業が133億ドルで23.5%を占めており、製造業は22億ドルで3.9%である。

投資案件をみると、依然として資源・エネルギー関連が顕著だが、同時に自動車、航空機リース、アパレル等多様化の傾向も明らかとなっている。

2011年の中国の対外直接投資は、601億ドルとなり、対内直接投資に対する比率も50%をこえており、明らかに対外直接投資における大国となったといつてよい⁸。M & Aによる直接投資は222億ドルと拡大し、全投資に占める比率は36.9%となっている。とりわけ対EU27カ国投資は43億ドルに達し、対前年比94.1%増である。対アフリカ投資もまた17億ドルであり対前年比58.9%増にのぼっている。

いうまでもなく、依然として香港およびタックスヘイブン諸国（英領ケイマン諸島および英領バージン諸島）への投資が大きいという実態は変わっていない。その理由が、税務上のコスト削減であり、海外からの資金調達拠点としての活用であるという理由も変わっていない。

⁷ いうまでもなく、金額表示でみると明らかに異なり、国有企業の比率は大きくなる。次節参照。

⁸ 『ジェトロ世界貿易投資報告』（2012年版）8～9頁によると、2010年時点での中国の対外直接投資は世界第5位に相当している。なお、対内直接投資と対外直接投資とのバランスについては、中国政府は2015年までに対内と対外の投資がちょうど等しくなるように対外直接投資を促進するという目標を設定している。詳細は、Davies（2012）とりわけP. 7, Footnote 23を参照。

以上概観してきたとおり、中国政府による「走出去戦略」をつうじて、中国企業による対外直接投資は急速に拡大しており、その基本的趨勢としては、第1に、香港ならびにタックスヘイブン諸国への投資が大きいことであり、そして第2に、資源・エネルギー確保を目的とする投資が大きいということである。第1点目は、先に述べたとおり、おおむね優遇措置確保のためおよび租税コスト削減のためということが主たる理由であるといえてよい。そして産業分野としては、多くはリース業、不動産業等で起こっている。それに対して第2点目は、たとえばオーストラリアやカナダのような資源・エネルギー保有国への投資であり、M & Aによる投資もグリーンフィールド投資も活発である。本稿冒頭でふれた、151億ドルという規模に達する中国海洋石油総公司のネクセン買収計画は、そうした傾向をふまえた大きな案件である。

次節以降では、そうした中国の対外直接投資をめぐって行われた若干の分析をふりかえてみることにする。

2. 中国の対外直接投資：検討

2-1. ケン・デヴィスによる整理

先の節で、中国の対外直接投資をめぐって概説を試みた。その概説をベースとして本節では、若

干の分析をふりかえてみることにする。とはいえ、中国の対外直接投資については、多少ともアカデミックな分析はごく僅かにすぎない⁹。そのことを承知したうえで、現在のところ、どのように考えられているのかを展望し、本稿の見解に繋げていくことにする。

本節では、まず前節の概観の整理という意味を含めて、デヴィス（2012）の分析をみることにし（2-1節）、次いで中国の対外直接投資に関して活発な分析を行っている、ディエゴ・クエル他の主張（2012a）（2012b）についてみることにする（2-2節）。

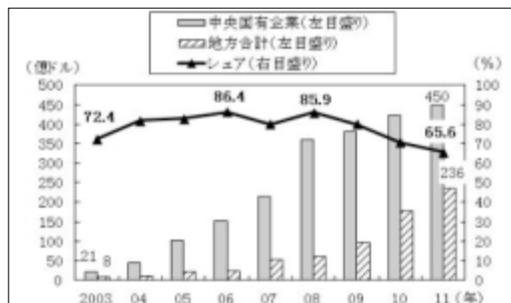
デヴィスによる2010年の統計をもとにした分析をみると、対内直接投資では第二次産業が大きいものに対して、対外直接投資ではサービス業等第三次産業が31%、第一次産業が15%を占め、採掘・原油関係産業が14%を占めており、明らかな違いがみられる。また対外直接投資の地域別構造では、対香港投資が全体の63%を占め、また対英領バージン諸島および対英領ケイマン諸島投資が13%を占めており、両者で76%に達するという構造は先に述べたとおりである。なお、対先進諸国投資は全体の9.4%だが、そのうち7.9%はオーストラリアへの投資である。対アフリカ投資は4%であり、対オーストラリアおよび対アフリカ投資は天然資源確保を目的とするものである。

また、（2010年の）対外直接投資の66%は国有企業によって行われている¹⁰。デヴィス（2012）

⁹ しかし、急速に増えていることは事実である。

¹⁰ 中国商務部等の統計から作成された、中国の対外直接投資額に占める国有企業の投資額および比率を示す（ジェットロ作成の）図は下記のとおりである。（なお、対外投資額の順位で見ると、上位20社はいずれも国有企業であり、一先の節でみたとおり一件数は少なくとも金額は大きいことがわかる）。

図A 国有企業の対外投資額推移



注：原出所は、中国の商務部・国家統計局・国家外貨管理局による『2011年度中国対外直接投資統計公報』である。
出所：「ジェットロ通商弘報」（2012年11月6日）

が依拠している復旦—VCC（ヴァーレ・コロ
ンビア・センター）¹¹による中国の多国籍企業に
関するサーベイ（2008年時点までの実態調査）
では、対外資産額の首位は中国中信集团公司の437
億5千万ドルであり、以下中国遠洋運輸（集団）
公司（203億4千5百万ドル）、中国建築工程総
公司（139億2千3百万ドル）である（表5）。

表5で示されているように、中国の対外直接投資
は、（中国という国家が）工業化を旨として海外
のエネルギーや天然資源へのアクセスが確保で
きるように拡大し続けているものと想定できる。

とりわけ、*Columbia FDI Profile* に示されてい
るように、グリーンフィールド投資に関しては、
その多くを、規模の大きい投資でありかつ資源・
エネルギー投資ならびに自動車、不動産投資が占
めている¹²。なお、先の節（表2および注8）で
みたとおり、対外直接投資は急速に拡大しており
したがって対内直接投資に対する比率もまた大き

くなっている。

重要なことは、中国の対外直接投資が産業別で
も地域別でも多様化がすすんでいるということ
であり、文字どおり「走出去」がすすんでいること
をうかがわせる。そしてそのことは、確かに中国
自身の制度的な整備を促し、いっそうの投資をす
すめていく土台となっていくものと思われる。

2-2. ディエゴ・クエル他の主張

次に、中国の対外直接投資に関して興味深い分
析を行っている、ディエゴ・クエル他の主張
（2012a）（2012b）を中心にみてみることにしよ
う。

彼らの第1の検討（2012a）は、中国企業とし
てフォーチュンのグローバル500にリストされて
いる35の大規模企業による対外直接投資がどの
ように行われるのか、言い換えると「100%所有」
（以下WOSと表す）で行われるのか、それともそ

表5 中国企業の対外資産額

順位	企業名	産業	対外資産額 (百万米ドル)
1	中国中信集团公司	複合	43,750
2	中国遠洋運輸（集団）公司	運輸・倉庫	20,345
3	中国建築工程総公司	建設・不動産	13,923
4	中国石油天然気集团公司	石油・ガス	9,409
5	中国中化集团公司	石油・ガス	6,409
6	中国海運集団総公司	運輸・倉庫	5,962
7	中国海洋石油総公司	石油・ガス	5,247
8	中国交通建設股份有限公司	建設・不動産	4,010
9	北京控股有限公司	複合	3,662
10	中国中鋼集团公司	金属・金属製品	3,514
11	中国鉄道建築総公司	建設	3,146
12	中興通迅	通信	3,143
13	中国外運長航集团有限公司	運輸・倉庫	2,813
14	聯想控股	コンピューター関連	2,732
15	上海汽車	自動車	2,317
16	中国五鉱集团公司	金属・金属製品	1,694
17	宝鋼集团有限公司	金属・金属製品	1,091
18	海爾集团公司	家電	784
合計			133,949

出所：Fudan-VCC survey of Chinese multinationals, 2008.

¹¹ 復旦大学（中国）、ヴァーレ社（ブラジル）およびコロンビア大学（アメリカ）による共同研究センターである。

¹² Davies (2012) p. 16, Annex table 7 参照。

うではないのか（ジョイント・ベンチャーによって行われるのか）という意思決定が、どのような要因と有意なのか、どのような要因と有意ではないのか、という問題をめぐって行われている。

彼らは、5つの仮説を示し、使用するデータの所在を明らかにした上で、統計的検討を行っている。5つの仮説とは下記のとおりである。

(1) 受入国の政治的リスクが大きいほど、中国企業はWOSの選択を行わない。

(2) 受入国と中国との文化的差異と、中国企業のWOSの選択とは無関係である。

(3) 投資が行われる産業が技術集約的であるほど、中国企業はWOSを選択する。

(4) 投資を行う企業規模が大きいほど、中国企業はWOSを選択する。

(5) 投資を行う企業の国際投資の経験が豊富であるほど、中国企業はWOSを選択する。

そうした仮説に対して彼らが行った統計的検討の結果は、端的に述べれば、次のとおりである。

(1) 受入国の政治的リスクの大きさと中国企業のWOSの選択との間には有意な関係は認められない。

(2) 受入国と中国との文化的差異と中国企業のWOSの選択との間には有意な関係は認められない。

(3) 投資が行われる産業の技術集約度と中国企業のWOSの選択との間には有意な関係が認められる。

(4) 投資を行う企業規模と中国企業のWOSの選択との間には有意な関係は認められない。

(5) 投資を行う企業の国際投資の経験と中国企業のWOSの選択との間には有意な関係は認められない。

要するに、設定された仮説とその有意性の検定から得られる結論によれば、中国企業が100%所有の対外直接投資を選ぶことと有意な関係が認められるのは、当該産業の技術集約度という要因のみだというのが彼らの検討の結果である。

むしろ、本節の冒頭で述べたように、中国の対外直接投資をめぐる分析はまだはじまったばかりであり、上記の仮説をめぐってもさまざまな分析が存在し得る。だが、明らかなことは、従来の対外直接投資をめぐって広く受け容れられている考え方とは異なる検定結果が得られているというこ

とである。

100%所有形態の直接投資を行うということは、いうまでもなく、より安全なそしてより大きな利潤獲得機会が得られると判断される場合にとられる。

したがって、受入国の政治的リスクが大きいことは危険回避行動をとらせるように働く想定されるから、通常は(1)の仮説は支持されると考えられる。だが、支持されなかった。

また、受入国との文化的差異が大きいことは、利潤獲得機会としてはネガティブに働くものと想定されるから、ふつうには(2)の仮説は棄却されると考えられる。だが、支持された。

同様な想定は(4)の仮説でも(5)の仮説でも同じように判断される。だが、仮説はいずれも棄却されたのである。

それらは、通常の先進諸国による対外直接投資とは明らかに異なる中国の対外直接投資の特色を示すものであろう。

さらに、ディエゴ・クエル他の主張(2012b)は、同じくフォーチュンのグローバル500にリストされている中国の29の大規模企業による52カ国への直接投資(2002年1月から2009年12月までの139の直接投資)について、その立地に際しての意思決定(すなわち投資受入国の決定)とその際の2つの主要な要因、すなわち投資受入国の政治的リスクおよび文化的差異との関係、について統計的検討を行っている。その際の仮説とは以下の2つである。

(1) 受入国の政治的リスクは、中国企業の対外直接投資の決定とは無関係である。

(2) 受入国と中国との文化的差異は、中国企業の対外直接投資の決定にネガティブな影響を与える。

なお、検討の対象となった国および対外直接投資の件数は表6のとおりであり、また検討の対象となった29の中国の大規模企業と(2002年から2009年の間の)直接投資件数は表7のとおりである。前節で概観したような、香港およびタックスヘイブン諸国が投資受入国として大きな割合を占めるという状況とは異なる事態を対象としているといつてよい。

さて、上記2つの仮説に関する統計的検討の結果得られた結論を端的に表せば、次のとおりである。

表6 中国の対外直接投資対象国および件数

国名	対外直接投資件数
オーストラリア	14
アメリカ	10
インドネシア	9
イギリス	8
カナダ、ロシア	7
シンガポール	5
エクアドル、インド、カザフスタン	4
ドイツ、イラク、日本、メキシコ、韓国、スイス、アラブ首長国連邦	3
アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、コスタリカ、ベルー、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、スーダン、ベネズエラ、ベトナム	2
アゼルバイジャン、バハマ、チリ、コンゴ、ガボン、ギリシャ、イラン、ジャマイカ、マレーシア、モーリタニア、モンゴル、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、スロバキア、シリア、台湾、タイ、トルコ、ウズベキスタン、イエメン、ジンバブエ	1

出所：ディエゴ・クエル他（2012b）。

(1) 受入国の政治的リスクと中国企業の対外直接投資の決定との間には有意な関係は認められない。

(2) 受入国と中国との文化的差異は、中国企業の対外直接投資の決定に大きなネガティブな影響を与えるものではない。

先の検討と同様、そうした統計的検討の結果は、従来の対外直接投資をめぐって広く受け容れられている考え方とは異なっている。受入国に政治的リスクが認められれば、対外直接投資の抑制要因となるものと想定されるから、(1)の仮説は棄却されると考えられる。だが、支持された。また、先ほどと同じように、受入国との文化的差異が大きいことは、明らかにネガティブに働くものと想定されるから、(2)の仮説は支持されると考えられる。だが、おおむね棄却されるという結論が得

表7 中国の対外直接投資企業および件数

企業名	対外直接投資件数
中国石油天然気集团公司	22
中国石油化工集团公司	11
中国工商银行	10
中国海洋石油总公司	9
中国銀行	8
聯想控股	8
中国中鋼集团公司	7
中国電信集团公司	6
中国五鉱集团公司	6
中国中化集团公司	5
中国鋁業公司	5
中国建設銀行	4
宝鋼集团有限公司	4
上海汽車	4
中国冶金科工集团公司	4
中国中信集团公司	3
中国遠洋運輸（集団）公司	3
中国聯合通信有限公司	3
中国国家電網公司	2
中国移动通信集团公司	2
第一汽車	2
中国建築工程总公司	2
中国華能集团公司	2
江蘇沙鋼集团有限公司	2
中国人寿保險股份有限公司	1
中国中鉄股份有限公司	1
中国鉄道建築总公司	1
中糧集团有限公司	1
中国交通銀行	1
合計	139

出所：ディエゴ・クエル他（2012b）。

られたのである¹³。中国に特有の事情が存在するものと思われる。

上で概観した、ディエゴ・クエル他（2012a）（2012b）において行われている検討結果の理由についての解釈は、おおむね華人・華僑の存在である。すなわち受入国における華人・華僑の存在が、明瞭に受入国での政治的リスクの軽減に役立ち、

¹³ いうまでもなく、中国の進出によって、進出先の国ぐににさまざまな「摩擦」が発生している（この点は先に述べたとおり、たとえば河添（2010）（2011）等参照）。問題はそうした摩擦現象が利潤獲得行動にとって障害となるかどうかということであろう。ならないのであれば、統計的に阻害要因としては現れない。

またあり得ると想定される文化的差異のネガティブな影響の軽減に寄与しているものと解釈されている¹⁴。

3. 中国と重商主義

貿易や（直接および間接の）投資行動の活発化をつうじて経済のグローバル化が進展してきたことは疑いない。だが、中国がグローバル経済の主要なプレイヤーとして登場してきたのは比較的新しい現象であり、とりわけ対外直接投資行動についてはそうである。

本節では、そうした中国のプレイヤーとしての登場をどうとらえるか、特に、その「重商主義」の行動をどうとらえるかという点に注目して考えてみることにする。

なぜ重商主義かという点については、それが第一義的には国力・国富の増大をはかるという意味をもっているということであり、また国力・国富の増大をつうじて「覇権」につながっていくという側面をもっているからである。

ところで、重商主義という用語については、さまざまな（かつ整合的とはいえない）定義や理解が存在する。したがって、それらをごく簡単にふりかえった上で本稿の「立ち位置」を明らかにしておく必要があるだろう。それが本節の分析目的である。

そのことを明瞭にしておくための効果的な方法は、「重商主義の枠組み」を示してみることだろう。そして対比されるのは、古典派（および新古典派）の見方だといえる。竹本（1999）を参考に修正を加えた上で示してみると、おおむね表8のとおりであろう。

本稿との関連でふりかえってみると、主要な視点のひとつは、促進的と規制的な投資政策である。そしてそれ以外にも、重商主義が、保護、統制、

表8 重商主義の枠組み

重商主義	(新) 古典派
保護貿易主義	自由貿易主義
投資規制政策	投資促進政策（走出去）
国民経済中心主義	国際経済協調主義
ナショナリズム	インターナショナリズム
介入主義	レッセ・フェール
統制経済主義	経済的自由主義

出所：竹村（1999）を参考に修正を加えて作成。

介入、ナショナリズム、国民経済中心主義であるのに対して、古典派は、自由、レッセ・フェール、インターナショナリズム、国際経済協調主義である、という見方になる。要するに、国家が有意に介入するのか（重商主義）、市場中心の国際協調なのか（古典派）という相違といつてよい。それは、ヘクシャーが重商主義の本質としてあげたいくつかの体系、すなわち、(1) 国力体系としての重商主義、(2) 保護体系としての重商主義、(3) 貨幣的体系としての重商主義等と軌を一にするものであろう¹⁵。この点を、さらに若干整理して示してみると次のようになるだろう¹⁶。重商主義は、(1) 国力充実のための政策である。(2) 貨幣とその蓄積を重視した政策である。(3) 貨幣あるいは金銀・財宝の蓄積ならびに国外への流出防止の諸政策である。そして(4) 産業保護主義的な政策である、ということになる。

表8の全体的な枠組みを基礎として、その政策的な側面を判断してみれば、おおむね次のようにいってよい。それは、先に述べたとおり、重商主義の重要な政策目標は国力・国富の増大ということであり、そうした政策目標が重要だということ、背景にそうさせる国際的環境が存在しているということであろう。そのことはまた、重商主義の本質に関わってくる。シュモラーによる指摘のように、(重商主義の本質は)「単なる貨幣増加論、貿易差額論、関税政策、保護貿易（の主張）、あ

¹⁴ それに加えて、ディエゴ・クエル他（2012a）（2012b）においてもふれられている要因は、中国の対外直接投資が、通常の直接投資のように、利潤獲得動機を主要な決定要因として行われているわけではないという事情である。「ドラゴン国籍企業」（Mathews（2006））とよばれている中国型対外直接投資の特色として指摘され得るものであり、「政府の関与と民間の構想」とのユニークな「混合」というべき要因が存在しているといえるだろう。なお、通常の直接投資の分析については、たとえば、森田・陳（2006）、森田・陳（2009）等参照。また、とりわけ森田・陳（2009）では、「国際レジーム」の考え方をういて直接投資にアプローチしていることに注意されたい。

¹⁵ Heckscher（1935）参照。

¹⁶ 下記諸点については、鈴木（2006）を参考とした。

るいは航海条令等々にあるのではなく、従来の地方的領域的経済政策に代わるに、国家的国民的政策をもってし、それによって社会およびその組織、国家およびその制度を根本的に改造することになったのである¹⁷ということになる。要するに、重商主義の本質は国家や制度の抜本的な改造だという主張なのである。

そうだとすると、国力・国富の増大といい、国家や制度の改造といったとして、それはいったい誰のためなのかという議論になるだろう。国民ひとりひとりの経済力の合計としての国力・国富の増大なのか、それとも特定の階級あるいはグループの利益を想定するのかという議論である。

この点は明らかにアダム・スミス（1904）の重商主義批判と関わってくる。スミスの重商主義批判の主張は明瞭に、「ある階級の利益を促進することは」「正義と公平に明らかに反する」ということであり¹⁸、国力・国富の増大とは、国民ひとりひとりの労働生産力の増大によって成り立つという主張である。言い換えれば、スミスの主張による国力・国富の増大とは国民ひとりひとりの生産力の増大の結果であり、ある特定の階級あるいはグループの利益の増大ではない。

繰り返し述べているとおり、重商主義という考え方は、多くのあいまいな部分を含んでいることは間違いない。そのことを前提としてあえていえば、重商主義とは国力・国富の増大であり、そしてスミスの主張にしたがって端的にいえば、それは特定の階級あるいはグループの利益の促進策ということになる¹⁹。

それでは、「重商主義」という視点から判断してみると、現代中国の対外直接投資をめぐる体制や政策はどのように考えられるだろうか。

第1節でみたとおり、中国は本稿の分析対象に関してみれば、きわめて「投資促進的」な政策を打ち出している。問題は、それが国民ひとり

ひとりの富の増大を旨とするのか、それともある特定の階級あるいはグループの利益の促進を旨としているのか、ということになるだろう。

中国の政策が「重商主義」ないしは控え目であっても「重商主義的」だという主張は、（あいまいな定義であることを認めたくす）特定の階級あるいはグループの利益促進策だという見方を反映しているものと思われる。決して国民ひとりひとりの利益の増大を念頭においているわけではないということである。

そうした主張の根拠として存在するのは中国における格差の大きさだろう。ジニ係数を所得の分布の指標としてみることにすれば、2000年時点での中国のジニ係数は0.41であり、その後中国政府の公式発表はない²⁰。2000年時点での0.41というジニ係数もそれ自体大きな値だが、西南财经大学（四川省）の調査によればその後の格差ははるかに大きくなっている。同大学調査による2010年の中国のジニ係数は表9のとおりである。

表9 中国のジニ係数（2010年）

地域	ジニ係数
中国全体	0.61
農村部	0.60
都市部	0.56
沿海部	0.59
内陸部	0.55

出所：『日本経済新聞』（2012年12月11日）。

当然のことだが、分配の公平性に関する精確な理論的根拠を見出すことはきわめて困難である。また、ジニ係数についても、どの程度の数値ならば分布が均等なのかあるいは不均等なのかを判断する根拠を見出すこともまた非常に難しい。だが、標準的にいわれているとおり、0.4を上回れば分布が不均等であり、少なくとも0.5を越えていれ

¹⁷ Schmoller（1896）参照。本稿の記述は鈴木（2006）101頁によっている。

¹⁸ Smith（1904）参照。本稿の記述は同じく鈴木（2006）102頁によっている。

¹⁹ 国力・国富の増大が国民ひとりひとりの経済力の合計によって発生しているとすれば、そのような制度は重商主義という定義の範疇には属さないということになる。ただし、本稿ではそうした見方が適切か否かの検討は行わない。

²⁰ 当然、格差拡大を隠蔽しているという批判が存在する（たとえば、『日本経済新聞』2012年12月11日付参照）。なお、本稿脱稿後、2013年1月19日付『産経新聞』は、中国国家统计局馬建堂局長が1月18日の記者会見で、中国（全体）のジニ係数が2012年で0.474であり、ピークの2008年で0.491だったと述べ、「所得配分の改革が進み、格差は縮小した」と強調したことを伝えている。同記事はまた、0.474というジニ係数に対して中欧国際工商学院（上海）の許小年教授が、「偽りの数字だ」とコメントし、実際の格差はさらに大きいとの見方を示したと伝えている。

ば何らかの是正措置が求められるという判断にしたがえば、中国全体のジニ係数0.61という値は、通常考えられる数値をはるかに上回っている。国民ひとりひとりの生産力の増大の合計をもって（限界生産力命題が成立する場合のように）国富の増大とする見方を受け容れるのは困難である。国富の増大があったとしてもそれは非常に偏ったものであり、施されるべき是正措置が適切にとられていないとみるのが妥当である。国力・国富の増大が、特定の階級あるいはグループの利益を目的としていると判断されてもやむを得ない状況にあるだろう。

また、中国の政策がしばしば重商主義的だと判断される理由のひとつが為替政策にあることはいうまでもない。

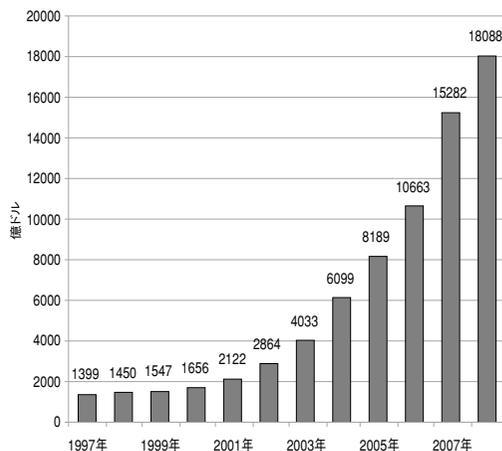
固定制ないしはそれに近い為替制度を採用している国の均衡為替レートの水準を精確に求めるのもまた難しいが、現在の人民元レートをもって市場レートだと認定するのは難しいだろう。むしろアメリカが中国を「為替操作国」として扱っていないとしても、人民元レートが過小評価されているという見方は根強いし、それはおそらく正しい（中国の人民元レートが均衡レートの近傍にあると主張するのは困難だろう）。

中国政府当局による人民元レートの過小評価は、通常いわれているとおり中国の労働者の低賃金²¹とあいまって貿易収支の黒字を大きくし、中国の外貨準備を膨大な額に押し上げている（外貨準備高については図1参照）。経済学が通常想定するように、国庫に蓄積された貿易黒字は海外からの輸入等に使用されて国民の生活水準を向上させることによって赤字化し、為替レートが均衡に向かっていくと考えるのが、国民ひとりひとりの利益に適っている。人民元レートの過小評価を継続するという為替政策は、国民ひとりひとりの利益よりも外貨を国庫に蓄積する方を優先しているという意味で明らかに重商主義的である。

蓄積された外貨準備は、通常は何らかの形で資本収支の赤字となっていく。近年の中国の膨大な外貨準備は、たとえばアメリカの国債の購入にあてられて赤字化しているしまた対外直接投資によっても赤字化している。しかし同時に中国は大規

模な対内直接投資受入国であり、そのことは資本収支の黒字化を意味する。実際、表2で示したとおり、2011年の対外直接投資の規模は対内直接投資の51.8%であり、明らかに直接投資は資本収支の黒字化要因である。

図1 中国の外貨準備高



注：2008年は6月末時点の数値。
出所：『中国経済データハンドブック』。

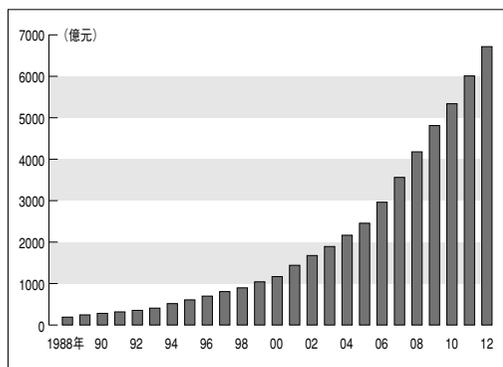
通常、経済学の想定では、貿易収支の黒字は資本収支の赤字となって調整されるが、中国は貿易収支でも資本収支でもともに黒字であり、それは政府による介入の結果である。中国では、貿易収支の黒字によって外貨が蓄積され、資本収支の黒字によってもまた外貨が蓄積されていく。どのようなあいまいな定義を用いようと、中国が重商主義的な政策を採用していることは疑いない。それは、たとえば貿易収支の均衡をつうじて、国民ひとりひとりの利益あるいは効用が増大していく、という経済学の通常想定とは明らかに異なっている。

大規模に蓄積された富ないしは外貨準備が、国力の増大という意味での国防費に使われているのではないかという想定もまた、中国の重商主義的な政策の所在を示しているだろう。

図2は中国の国防費を表している。同図で明らかのように、中国当局の発表による、2012年の国防予算案は6,702億元であり、前年実績の11.2%増である。この数字は2011年のGDP成長

²¹ むろん中国には最低賃金制が存在する。だが、その履行には明らかな問題があるだろう。この点については、たとえば谷口・朱・胡（2009）第9章参照。

図2 中国の国防費



注：2012年は予算ベース。

出所：『朝日新聞』（デジタル版）2012年3月5日。

率9.2%を上回る伸び率である²²（なお、対GDP比ではおおむね1.3%である）。

それでは、中国の重商主義的な政策の今後の趨勢は、国際システムの展望という文脈でいったいどのように理解するのが適切だろうか。次節で検討してみることにする。

4. 「中国の台頭」と国際システム

先のふたつの節でみたとおり、本稿でみる「中国の台頭」の趨勢は、対外直接投資の側面における中国特色を明瞭にし、また中国の重商主義的政策における変化の兆しとして表われているものと考えられる。

実際、第2節でみたように、（依然として議論の余地があり得ることを前提として）従来の対外直接投資とは異なる特色が中国の対外直接投資には認められること、すなわち、(1) 受入国の政治的リスクと中国企業の対外直接投資の決定との間には有意な関係は認められないこと、および (2) 受入国と中国との文化的差異は、中国企業の対外直接投資の決定に大きなネガティブな影響を与え

るものではないこと、が指摘され得たのである。また、第3節の表8の整理にしたがっていえば、中国の対外直接投資促進政策は、疑いなく（新）古典派の枠組みに入るものであり、そうした視点に立てば、中国が依然として重商主義的な政策をとっていることは確かであるとしても、中国政府による「走出去戦略」とは重商主義から脱却する政策だということになり得るだろう。

それでは、そうした傾向を念頭においた上で、今後の展望として「中国の台頭」をどのように理解するのが適切なのか、とりわけ「国際システムの変化」との関わりをどのように考えるのが適切なのか、を以下本節で考えてみよう。

周知と思われるが、国際システムの見方をあえてごく単純化してみれば、「一極システム」と「多極システム」²³のふたつに分けることができる²⁴。

経済学的な接近として、モデルスキー（1987）のような「長期サイクル」の見方を採り入れるとすれば、「覇権国」のサイクルはおおむね100年であり、それはポルトガルであり、オランダであり、イギリスであり、アメリカだった。言い換えれば、それはひとつの覇権国が存在し、国際システムの安定という国際公共財を供給するという「一極システム」に共通する見方だといえる。キンドルバーガー（1973）によるいわゆる「覇権安定論」に繋がる考え方である。

そうではなく、「多極システム」による国際社会の安定とは、複数のたとえば2あるいは5ないし6の「極」が存在し、それぞれの「極」のパワーが均衡しており安定を保っているという状態をいう。こうした「多極システム」の見方から判断すると、唯一の覇権国が存在し国際システムの安定を保っていくためには他の諸国を凌ぐ経済力と軍事力を保持しており、かつ多くの人口を擁している必要があり、そうした状態が長期にわたって存続し得るのは困難である。したがって、国際シ

²² 『朝日新聞』（デジタル版）2012年3月5日付記事によれば、中国軍高官が、中国の2011年の国防予算は実際には公表額の1.7倍にのぼると証言している。仮に1.7倍だとすれば、対GDP比では約2.2%となる。なお、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によれば、2011年の中国の軍事支出額は（1ドル＝80円の換算で）10兆3,417億円であり、対GDP比は2.1%である。同じくSIPRIによると、アメリカは55兆1,672億円（対GDP比は4.7%）、日本は4兆3,623億円（対GDP比は1.0%）である。また世界全体の軍事支出額に占める比率は、アメリカが42.45%、中国が7.96%、日本が3.36%である。

²³ むろんそれぞれの論者によって異なるが「一極システム」ではないという意味で、「多極システム」としてグループ化しておくこととする。

²⁴ それぞれの「システム」を主張する論者のネームリストも必ずしも一様ではないが、本稿ではたとえば伊藤（2011）（2012）の分類等を参考とした。

システムが安定を保持し戦争ではない状態が長期的に存続し得るとすれば、相対的に影響力の大きな複数の国々がバランス・オブ・パワー（勢力の均衡）を保っている状態と理解するのが適切だということになる。

それでは、「パワー」とはいったい何だろうか。この点が「一極システム」と「多極システム」とでは明瞭に異なる²⁵。

（「一極システム」を主張する）ジョセフ・ナイの唱える「ソフトパワー」は、アメリカが覇権国であり得る（そしてあり続ける）理由の説明であり、「一極システム」の場合のパワーは比較的複雑な内容となる。ハードパワーである軍事力、経済力および人口といった比較的シンプルなパワーとは異なって、文化、政治的観念、政策等から構成され、「国際社会からの信頼」を得ることのできるパワーである²⁶。

だが、（ジョン・ミアシャイマー等世界の国際政治学分野の多数派が主張する）「多極システム」の場合のパワーは、先にふれたとおり、ややシンプルである²⁷。（人口が多いことをひとまず前提として）この点を理解するために、具体的な事例として日本を考えてみよう。標準的に想定される「多極システム」の「多極」とは、アメリカ、ヨ

ーロッパ、中国、インド、ロシアの5極であろう²⁸。これら5極に共通する条件は何だろうか。ひとつはいうまでもなく世界全体のGDPに占める比率が、購買力平価で計測して、少なくとも3%前後はなくてはならないということだろう。そうでなければ「極」が「極」として経済的に独立して存在し得ない（表10参照）。

表10 各国の世界全体のGDP（*1）に占める比率（2011年）

国名	比率（%）
アメリカ	19.1
中国（*2）	14.3
日本	5.6
インド	5.6
ドイツ	3.9
ロシア	3.0
イギリス	2.9
ブラジル	2.9
フランス	2.8
イタリア	2.3

注（1）：GDPは購買力平価表示である。

注（2）：中国には台湾を含まない。

出所：IMF、*World Economic Outlook*（October 2012）より作成。

²⁵ ただし、ナイの表現を借りれば、「パワーとは天気のようなものだ。誰もがそれに頼っているし、それについて語っている。だが、ほとんど誰もそれを理解していない」（Nye (2004) Chapter 1, p. 1）（邦訳は筆者）。そして実際に、（本稿では詳しくはふれないが）「一極システム」にも「多極システム」にもさまざまな概念が存在する。要するに明確に語ることが困難な概念だというほかない。パワー概念については、またたとえばMearsheimer (2001) 等参照。

²⁶ 比較的あいまいな定義だが、この定義を導入することによって、現状から判断すると、非民主的で集権的な体制をとる国が覇権国であり続けるのは難しいことになるだろう。やや極端だが、理解しやすい事例をあげれば、たとえばチベット自治区におけるチベット民族の住民の大多数が「北京政府を信頼」して中華人民共和国のひとつの自治区を形成しているとすれば、それは「ソフトパワー」によるものであり、そうではなく北京政府の経済力、軍事力あるいは警察力によって抑えつけられている状態だとすれば、それは「ハードパワー」によるものということになる。どちらが長期間にわたって存続し得るかはいうまでもない。なお、近年では「ソフトパワー」とともに「スマートパワー」という概念で語られることがある。「スマートパワー」とは、「ハードでもソフトでもなく、両者の巧みな組み合わせ」と述べられている（詳しくはArmitage and Nye (2007), Introduction, p. 7参照）（邦訳は筆者）。いずれにせよ、ハード以外の諸要素が必要であるという意味で「非ハードパワー」ということになる。なお、「スマートパワー」という概念は、同用語を最初に用いたといわれているスザンヌ・ノッセルによると、「国際政治の主要な手段としての軍事力」だけではなく、「貿易、外交、対外援助、アメリカの価値の世界的啓蒙・促進」も同様に主要な手段として重視する、という考え方である（Suzanne Nossel (2004)）。なお、本稿では、「非ハードパワー」という意味で、「ソフトパワー」あるいは「スマートパワー」という表現を用いている。より詳細な「ソフトパワー」と「スマートパワー」という概念については、たとえばNye (2011) 参照。

²⁷ 多数派かいないかの判断は、たとえば伊藤 (2011) (2012)、日下・伊藤 (2011) 等参照。

²⁸ この点もたとえば伊藤 (2011) (2012)、日下・伊藤 (2011) 等参照。ただし、念のためにふれておくと、ミアシャイマーの想定する国際システムは、ロジックとしては (1) 不安定な二極構造、(2) 安定した二極構造、(3) 不安定な多極構造、(4) 安定的な多極構造であり、このうち (1) は現実には存在するのは「かなり珍しい」（Mearsheimer (2001), 邦訳433頁）。そして戦争が起こる確率が低いのは、安定した二極構造だというのがミアシャイマーの理解である。Mearsheimer (2001) 参照。

ではなぜ（2012年12月時点で1億2,752万人の人口があり）2011年（10月）において世界第3位の経済力を持ち、(IMFによる購買力平価のみた水準によると)世界のGDPのおよそ5.6%を占める日本が「極」を形成し得ないのだろうか。答えは簡単である。それは「極」たり得るためには軍事力すなわち強力な攻撃力と強力な抑止力を保有する必要があるからである。現在のところそれは核兵器および核抑止力だが、日本は核を保有していない。独自の核を保有せずアメリカの「核の傘」のもとにあって代替的な抑止力を得ている状態である。日米同盟によるアメリカの「核の傘」が本当に機能している限りで日本は核抑止力をもつが、アメリカが「核の傘」を実際に行使する気がない場合およびアジア地域から撤退し「核の傘」が消え去る場合には即座に核抑止力を失う。自力で攻撃力および核抑止力を保持していない状態や核抑止力を失った状態で、「極」を形成し得ないことは明瞭である。

現在核保有国と認められている国家はアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、北朝鮮の8カ国であり核保有が確実視されているイスラエルを含めれば9カ国となる。だが、パキスタン、北朝鮮、イスラエルが「極」を形成しているとは通常は認められない。それは「極」として形成し得る経済力が不足しているからである²⁹。

では、中国に焦点をあてた場合、国際システムの将来展望とはどのようなものだろうか。

まず、現状から判断すると、中国は重商主義と理解される戦略から脱却することが必要である³⁰。そうでなければ現代の国際社会のもとで信頼し得るプレイヤーとして位置づけられるのは難しい。その意味で、先に述べたとおり「走出去戦略」にもとづく対外直接投資の増大は、ひとつは国際社会におけるプレイヤーとしての経験を積むという意味で、もうひとつは資源・エネルギーの確保という意味で、効果的な戦略であろう。なお、重商主義的政策として指摘されることの多い人民元の「過小評価」は早晚修正されるとみるのが適切である。それが「国際金融のトリレンマ」から導かれる合理的な解釈である。金融政策の独立性を保持し、(活発な対内・対外直接投資を含む)自由な資本移動をすすめていくとすれば、為替レートを(過小評価であれ過大評価であれ)固定させておくことはできない³¹。

そうした前提のもとで、あり得るであろう将来展望としては、今後おそらく5年から10年はアメリカの「覇権」状態すなわち「一極システム」が続くとみることができる。だが、それ以上の期間にわたると、アメリカの経済力、軍事力が世界に占める現在の比率を維持していくと想定するのはほとんど不可能だから³²、第1の問題は、アメリカが「一極システム」の覇権国の座を降りた後、どのような国際システムが形成されるかということである。

その答えは、「一極」ではなく「複数極」という意味での「多極システム」に移行するとみる

²⁹ したがって、アメリカのリアリスト派の何人かの国際政治学者によって（一現実的かいなかの議論は別として）将来的に日本が核武装をするものと考え、日本を含む6極が「多極システム」を形成する可能性があるとして想定される。この点は、先の注(27)、(28)と同様、たとえば伊藤(2011)(2012)、日下・伊藤(2011)等参照。

³⁰ その意味での、国際社会による中国の重商主義的政策への警戒感を除去しないしは軽減していくためには、「ソフトパワー」を増強していくべきだということになる。そうでないとすれば、経済力、軍事力および(華人・華僑を含む)人口による「ハードパワー」に頼るほかないが、長期にわたってもっぱら「ハードパワー」に依存し、覇権国を維持していくのは容易ではないだろう。

³¹ もちろん、理論的には、為替レートを固定しておき資本移動に制限を加えるという選択肢があり得る。だが、グローバル化をすすめる中国がそのような選択を行うと考えるのは現実的ではない。

³² 膨大な双子の赤字すなわち財政収支赤字と経常収支赤字が解消に向かう気配は存在しないから、それほど遠くない将来にアメリカの覇権状態が経済的に維持不能になることは明瞭である。ただし、当然だが、アーミテージやナイのような主張を受けられるとすれば、経済力や軍事力のような「ハードパワー」はともかくとして(スザンヌ・ノッセルによる表現を借りれば)「貿易、外交、対外援助、アメリカ的価値の世界的啓蒙・促進」とりわけアメリカ的価値の世界への浸透が「ソフトパワー」(あるいは「スマートパワー」)を形成し、アメリカの覇権を維持するのに有効だということになり得る。だが、その場合の重要な問題は、そうしたアメリカ的価値の浸透がほかならぬ中国で存在しなければならぬということである。比較的遠い将来のことは判断し難いが、5年後から10年後の比較的近い将来にアメリカの「ソフトパワー」(あるいは「スマートパワー」)が中国に浸透し(それは明らかに、習近平政権のもとで中国が民主主義体制に変わるということである)、アメリカの覇権が維持されていくと想定するのは難しいだろう。

のが適切であろう³³。それが5極あるいは（日本を含む）6極なのか、それとも経済力でも軍事力でも相対的に大きなアメリカと中国の2極なのかは現状では不透明だが、いずれにせよ「多極システム」に移行するものと考えられる³⁴。

第2の問題は、しかし、そうしたバランス・オブ・パワーが過渡期としてではなく長期的に保持されていくかどうかである。本稿の目的は、リチャード・アーミテージやジョセフ・ナイ等の主張する「一極システム」の見方とケネス・ウォルツやジョン・ミアシャイマー³⁵等の主張する（一極ではない）「多極システム」の見方とを比較検討することではない³⁶。本稿のこの段階で確認しておくべきことは、バランス・オブ・パワーではない代替的なケースとは当然「一極システム」を形成し得る覇権国が存在する状態だということである。そして現在のところ、その最も有力な候補国は中国であろう。だが、残念なことに、その精確

な理論的基礎もまた見出せていない³⁷。

本稿の立場から多少とも意味のある議論は、中国による「一極システム」があり得るとすれば、それはどのような条件が満たされた場合かを考えてみることである。少なくとも（膨大な人口はいうまでもなく）格段に増強された経済力、軍事力とともに、ジョセフ・ナイの想定するような「ソフトパワー」（あるいは「スマートパワー」）が要することは疑いない。それはいったいどのような状態だろうか。

ここでも具体的な事例として日本を取り上げてみるのが有益であろう（いうまでもなく、日本という国家単独としてではなく、世界全体の中の一国としての日本を取り上げる）。「一極システム」を形成している覇権国中国とは日本にとってどのような存在であり得るのかを考えてみるのである。少なくとも強権的に抑えつけられた従属国として日本が存在し続けること³⁸は、100年間にわ

³³ 2012年12月10日、アメリカの国家情報会議（NIC）は、2030年の世界情勢を予測した報告書を発表した。同報告書によれば、2020年代には中国が世界最大の経済大国になると分析しているが、しかし米中を含め「いかなる国も覇権国家にはならない」と予測している。ただし、同報告書は、「新興国の台頭で「バックス・アメリカナ（米国主導の平和）」の時代は急速に終わりに向かうと分析し、同時に米国に取って代わる超大国の出現も考えられず、引き続き米国が主要国の先導役の地位を保つ」という見通しを示している。「多極システム」ではなく、相対的な（あるいは緩い）覇権ないしは相対的な「一極システム」という見通しである（『産経新聞』2012年12月12日参照）。ただし、むろんだが、その先の将来は見通されていない。

³⁴ この点に関するミアシャイマーの見解は興味深い。彼によると、「最も起こりそうなシナリオ」は、ヨーロッパは（アメリカの撤退と）ドイツの支配的な復活による「不安定な多極構造」となり、北東アジアでは、（アメリカの撤退に伴う）「2つのシナリオ」の方向への発展すなわち（1）中国が潜在覇権国にならないシナリオと（2）中国が潜在覇権国になるシナリオが考えられる。前者では日本が圧倒的な大国になり「安定した多極構造」となるが、後者の場合には北東アジアは「不安定な多極構造」となるというものである。（詳細はMearsheimer (2001) Chapter 10参照）。しかしながら、ミアシャイマーの分析は2000年時点でのバランス・オブ・パワーにもとづいており、その時点での彼のデータによれば日本のGNPは4.09兆ドル、中国のGNPは1.18兆ドルであって日本のGNPは中国の3.5倍だった。この状況は明らかに急激に変化しているから、現在は、上記「2つのシナリオ」のうち（1）は消滅し、（2）が「最も起こりそうなシナリオ」となっている。したがって、言い換えると、ミアシャイマーによれば、ヨーロッパでも北東アジアでも「不安定な多極構造」が最も起こりそうなシナリオということになる。

³⁵ ただし、ウォルツとミアシャイマーとの間には、前者が「ディフェンシブ・リアリズム」とよばれる主張であり、後者が「オフENSEンシブ・リアリズム」とよばれる主張であるという相違が存在する。この点に関して詳しくは、たとえばRosecrance (2006) 参照。

³⁶ そうした興味深い比較検討は別の機会に試みることにする。

³⁷ この点あるいはまた覇権国としての条件については、たとえば木下（2012）参照。

³⁸ そのような状態を想定して日本では、「日本がチベット化することを受け容れられるか」というふうに問われる。むろん答えは（「そのような問い自体が無意味である」、「チベット化とは何か」等々）多様だが、上記の問いに直截に答えるとするれば、大部分の日本人の答えは「ノー」であろう。言い換えれば、現在の時点で中国が「ソフトパワー」を保有すると想定するのは困難だということになる。この点については、たとえばNye (2012) が参考になるだろう。Wall Street Journalにおいて ナイは「仮に中国のソフトパワーがアメリカで増大し、アメリカのソフトパワーが中国で増大していけば、国際間の対立は軽減されるだろう」と述べ、「すべての国家は互いの文化の魅力を見出すことから得るものがあるはずだ。しかし、中国がそうし得るためには、中国の政治は中国の市民社会のもつ力を解き放たなくてはならない」（邦訳は筆者）と主張している。「一極システム」および「多極システム」をどうみるかという見方とは別にしても、「中国のソフトパワーと中国の政治」との関係については検討を要するだろう。別の機会に分析を試みることにする。

たるような長期を考えれば、あり得ないだろう。(期間を問わないとして) 経済力、軍事力によって抑えつけられることがあり得るとしても、それでは「ソフトパワー」が要するという条件を満たさない。さらに「ソフトパワー」に関連していえば、政治的に集権的であることあるいは一党独裁であることが望ましい体制だと、大多数の日本人が、判断することもあり得ない。

そうした現状の想定が多少とも適切だとすれば、そのかぎり(政治的な一党独裁体制である中国を社会主義国家とよぶとして)中国が世界で最初の社会主義国家であると同時に覇権国であるという想定は消滅するだろう。むしろ、かつての覇権国、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカが民主主義体制の国家だったからといって、将来の覇権国が民主主義体制の国家でなければならないという理論的根拠は見つかっていない。したがって本稿では、事実として、あり得るかもしれない従属国としての日本の在り方を検討してみたのである。そうした検討にもとづいていけば、一党独裁体制の国家が覇権国として100年にもわたる長い期間存在し続けるのはほとんど不可能であり、中国が「一極システム」のもとで覇権国たり得るとすれば、それは中国の(現在の概念でいわれている)「ソフトパワー」が世界全体に浸透していく場合であろう。ただし、その場合の「中国のソフトパワー」とはいったいどのような概念なのか、現状では、必ずしも明らかではない。明瞭なのは「非ハードパワー」だということである。先に(注38で)ふれたとおり、「スマートパワー」概念の検討を含めて「中国のソフトパワーと中国の政治」との関係についてあらためて検討を要するといえるだろう。

以上本節では、(先の節でみたように)「中国の台頭」に伴って、中国における重商主義的政策の色彩が徐々に薄まっていくとすると、その先の国際システムをどのように見通すことができるのかという課題について若干の考察を試みた。本節で

の分析は次のように要約され得る。

本節でのキー概念は「パワー」であり、「ハードパワー」と「ソフトパワー」(あるいは「スマートパワー」)とに分類される。その場合の「パワー」とは、「ハードパワー」は経済力、軍事力および人口からもたらされるものであり、「ソフトパワー」は、文化、政治的観念、政策等から構成され、「国際社会からの信頼」を得ることのできる諸要素を不可欠の要因としてもたらされるものである。国際社会が「多極システム」という構造をもつとすれば、そこでは「ハードパワー」にもとづくバランス・オブ・パワーが重要な役割をはたし、「一極システム」という構造が成立しているとすれば、そこでは「ソフトパワー」(あるいは「スマートパワー」)による文化、政治的観念、政策等が重要な役割をはたすものと思われる。

そして、中国に焦点をあてた場合の国際システムの将来展望は、一党独裁体制の国家が「一極システム」の覇権国として、100年にもわたる長い期間存在し続けるのはほとんど不可能であること、中国が「一極システム」のもとで覇権国たり得るとすれば、それは中国の(現在の概念で用いられている)「ソフトパワー」(あるいは「スマートパワー」)が世界全体に浸透していく場合だ、ということである。ただし、その場合の「中国のソフトパワー(あるいは「スマートパワー」)」とはいったいどのような概念なのか、現状では、必ずしも明らかではない³⁹。明瞭なのは「非ハードパワー」だということである。

5. 結論

本稿での分析の結論は次のように要約される。

(1) 中国政府による「走出去戦略」をつうじて、中国企業による対外直接投資は急速に拡大しており、その基本的趨勢は、第1に、香港ならび

³⁹ たとえば、孔子思想のような教育を施していき、そうした教育が「ソフトパワー」を形成していくと考えることができるかもしれない。なお、この点に関連して、次のような状況が存在する。現在、「孔子学院」および「孔子学級」が世界各地で設立されており、2010年末時点で全世界96カ国において合計322の孔子学院が、369の孔子学級が開設されているという状況である(『産経新聞』2011年7月24日)。ただし、孔子学院に対しては、報道されている事実のみふれておくと、アメリカは「小中学生への孔子思想教育を禁止し、派遣されている中国人講師の査証(ビザ)の更新も認めない」という措置を検討するなど、「中国政府の対外宣伝工作機関と位置づけ」(『産経新聞』2012年5月27日)でいるという状況である。

にタックスヘイブン諸国への投資が大きいこと、第2に、資源・エネルギー確保を目的とする投資が大きいということ、である。とりわけ第2点目は、オーストラリアやカナダのような資源・エネルギー保有国への投資である。

(2) 中国の対外直接投資は、産業別でも地域別でも多様化がすすんでいる。そのことは、中国という国家自身の制度的な整備を促し、いっそうの投資をすすめていく土台となっていくものと考えられる。

(3) 中国の対外直接投資に関しては、受入国の政治的リスクとの間に有意な関係は認められない、また受入国と中国との文化的差異が対外直接投資に大きなネガティブな影響を与えるとはいえない、という興味深い特色が指摘されている。

(4) 中国の政策が多くの局面で重商主義的であることは明瞭な事実であり、実際にさまざまな警戒の対象となっている。だが、「走出去戦略」はそうした重商主義的政策とは基本的に異なり、むしろ古典派的な色彩の政策であるといつてよい。

(5) 今後近い将来、国際システムが「多極システム」および「一極システム」に向かうという状況と、中国がその「極」として存続し続けるという状況を前提とすれば、「中国の台頭」をすすめる（中国の）戦略は、ごく微かかもしれないが傾向としては、適切な方向への一歩であるものと考えられる。

(6) 中国に焦点をあてて国際システムの将来を展望してみると、一党独裁体制の国家が「一極システム」の覇権国として100年にもわたる長い期間存在し続けるのはほとんど不可能であること、そして中国が「一極システム」のもとで覇権国たり得るとすれば、それは中国の（現在の概念で用いられている）「ソフトパワー」（あるいは「スマートパワー」）が世界全体に浸透していく場合であると考えられる⁴⁰。

(*) 本稿に関する研究を行うにあたって、(順不同に)「中国国家社会科学基金」(課題番号：11BZZ043)、「上海哲学社会科学企画プロジェクト」

(課題番号：2007BJL002))、および科学研究費補助金(課題番号：23530351)の助成をいただいた。上記諸事業に対して、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げたい。

森田 憲：広島大学名誉教授

陳 雲：復旦大学国際関係與公共事務学院教授

参考文献⁴¹

- Armitage, R.L., and J. S. Nye (2007), *CSIS Commission on Smart Power: a smarter, more secure America*, Washington, D.C., The CSIS Press.
- アーミテージ・リチャード・L、ナイ・ジョセフ・S、春原剛 (2010)、『日米同盟VS. 中国・北朝鮮』、東京、文藝春秋。
- Davies, K. (2012), “Outward FDI from China and its policy context, 2012”, *Columbia FDI Profiles*, June 7.
- 伊藤貫 (2011)、『中国の核戦略に日本は屈服する』、東京、小学館。
- 伊藤貫 (2012)、『自滅するアメリカ帝国』、東京、文藝春秋。
- Halper, S. (2010), *The Beijing Consensus*, New York, Basic Books (園田茂人・加茂具樹 (訳) (2011)、『北京コンセンサス』、東京、岩波書店)。
- Heckscher, E. F. (1955), *Mercantilism* (translation by Mendel Sapiro), London, Allen & Unwin.
- 河添恵子 (2010)、『中国人の世界乗っ取り計画』、東京、産経新聞出版。
- 河添恵子 (2011)、『豹変した中国人がアメリカをボロボロにした』、東京、産経新聞出版。
- 木下栄蔵 (2012)、『アメリカの次の覇権国はどこか?』、東京、彩図社。
- Kindleberger, C. (1973), *The World in Depression: 1929-1939*, Berkeley, University of California Press.
- 日下公人・伊藤貫 (2011)、『自主防衛を急げ!』、東京、李白社。

⁴⁰ しかし、当然のことだが、それは中国が「一極システム」のもとで覇権国となるだろうと想定していることを意味しない。

⁴¹ 領域が多岐にわたるため、本文中で引用ないしはふれた文献を中心に少数の参考文献に限ることにした。

- Kynge, J. (2006), *China Shakes the World*, Oxford, Felicity Bryan Associates (栗原百代 (訳) (2006)、『中国が世界をメチャクチャにする』、東京、草思社) .
- Mathews, J. A.(2006), “Dragon multinationals: New players in 21st century globalization”, *Asia Pacific Journal of Management*, Vol. 23, Issue 1, pp. 5-27.
- Mearsheimer, J. J. (2001), *The Tragedy of Great Power Politics*, New York, W. W. Norton & Company (奥山真司 (訳) (2007)、『大国政治の悲劇』、東京、五月書房) .
- Mearsheimer, J. J. (2006), “China's Unpeaceful Rise”, *Current History*, Vol. 105, Issue 690, p. 160.
- Mearsheimer, J. J. (2010), “The Gathering Storm: China's Challenge to US Power in Asia”, *The Chinese Journal of International Politics*, Vol. 3, pp. 381-396.
- Modelski, G. (1987), *Exploring Long Cycle*, Boulder, Lynne Rienner Publishers.
- 森田憲・陳雲 (2006)、「日本の対体制移行国直接投資：規模および傾向」、『広島大学経済論叢』、第30巻第2号、1-31頁。
- 森田憲・陳雲 (2009)、『中国の経済改革と資本市場』、東京、多賀出版。
- Nossel, S. (2004), “Smart Power“, *Foreign Affairs* (「真にリベラルな国際主義ビジョンを—保守派から国際主義を奪還せよ」、『フォーリン・アフェアーズ日本語版』、2004年4月号、公開論文) .
- Nye, J. S. (2004), *Soft Power: the means to success in world politics*, New York, Perseus Books Group (山岡洋一 (訳) (2004)、『ソフト・パワー』、東京、日本経済新聞社) .
- Nye, J. S. (2011), *The Future of Power*, New York, Perseus Books Group (山岡洋一・藤島京子 (訳) (2011)、『スマート・パワー』、東京、日本経済新聞出版社) .
- Nye, J. S. (2012), “China's Soft Power Deficit”, *Wall Street Journal*, May 8.
- Quer, D., Claver, E. and L. Rienda (2012a), “Chinese Multinationals and Entry Mode Choice: Institutional, Transaction and Firm-Specific Factors”, *Frontiers of Business Research in China*, Vol. 6, Issue 1, pp. 1-24.
- Quer, D., Claver, E. and L. Rienda (2012b), “Political risk, cultural distance, and outward foreign direct investment: Empirical evidence from large Chinese firms”, *Asia Pacific Journal of Management*, Vol. 29, Issue 4, pp. 1089-1104.
- Rosecrance, R. (2006), “Power and International Relations: The Rise of China and Its Effects”, *International Studies Perspectives*, Vol. 7, pp. 31-35.
- Schmoller, G. (1896), *The mercantile system and its historical significance*, London, Macmillan.
- Smith, A. (1904), *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, London, Methuen.
- 鈴木真実哉 (2006)、「『重商主義』再考」、『聖学院大学論叢』、第18巻第2号、95-111頁。
- 竹本洋 (1999)、「重商主義論ノート」、『経済学論究』(関西学院大学)、第53巻第3号、635-670頁。
- 谷口洋志・朱珉・胡水文 (2009)、『現代中国の格差問題』、東京、同友館。
- 津上俊哉 (2003)、『中国台頭』、東京、日本経済新聞社。
- Waltz, K. N.(1979), *Theory of International Politics*, New York, McGraw-Hill (河野勝・岡垣知子 (訳) (2010)、『国際政治の理論』、東京、勁草書房) .
- Waltz, K. N.(1993), “The Emerging Structure of International Politics”, *International Security*, Vol. 18, No. 2, pp. 44-79.